

# 四 半 期 報 告 書

(第 5 期 第 2 四 半 期)

J. フロント リテイリング株式会社

# 目 次

頁

## 【表紙】

### 第一部 【企業情報】

#### 第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2 【事業の内容】 .....	2
3 【関係会社の状況】 .....	2
4 【従業員の状況】 .....	2

#### 第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	3
2 【事業等のリスク】 .....	3
3 【経営上の重要な契約等】 .....	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	4

#### 第3 【設備の状況】 .....

7

#### 第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】 .....	8
2 【株価の推移】 .....	23
3 【役員の状況】 .....	23

#### 第5 【経理の状況】 .....

24

1 【四半期連結財務諸表】 .....	25
2 【その他】 .....	38

### 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....

39

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年10月13日

【四半期会計期間】 第5期第2四半期(自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)

【会社名】 J.フロント リテイリング株式会社

【英訳名】 J. FRONT RETAILING Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼最高経営責任者 奥 田 務

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座六丁目10番1号

【電話番号】 03(6895)0179

【事務連絡者氏名】 執行役員 業務統括部財務部長 小 澤 雅

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲二丁目1番1号

【電話番号】 03(6895)0179

【事務連絡者氏名】 執行役員 業務統括部財務部長 小 澤 雅

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期 第2四半期 連結累計期間	第5期 第2四半期 連結累計期間	第4期 第2四半期 連結会計期間	第5期 第2四半期 連結会計期間	第4期
会計期間	自 平成22年 3月1日 至 平成22年 8月31日	自 平成23年 3月1日 至 平成23年 8月31日	自 平成22年 6月1日 至 平成22年 8月31日	自 平成23年 6月1日 至 平成23年 8月31日	自 平成22年 3月1日 至 平成23年 2月28日
売上高 (百万円)	466,612	455,440	239,658	235,278	950,102
経常利益 (百万円)	8,217	7,710	4,584	5,132	21,092
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,671	2,282	1,794	3,153	8,862
純資産額 (百万円)	—	—	323,283	326,780	327,242
総資産額 (百万円)	—	—	778,185	778,350	775,029
1株当たり純資産額 (円)	—	—	594.13	600.52	601.62
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	6.94	4.32	3.39	5.97	16.76
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	6.94	4.32	3.39	5.97	16.76
自己資本比率 (%)	—	—	40.4	40.8	41.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,387	13,881	—	—	21,270
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,339	△27,082	—	—	△8,432
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△16,638	7,479	—	—	△23,128
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	30,895	27,484	33,204
従業員数 (名)	—	—	8,077	7,502	7,768

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成23年8月31日現在

従業員数(名)	7,502 [6,138]
---------	------------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成23年8月31日現在

従業員数(名)	71 [10]
---------	------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当第2四半期会計期間の平均雇用人員であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
その他事業	128	100.4
合計	128	100.4

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 上記以外のセグメントについては該当事項はありません。

#### (2) 受注実績

当第2四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)
その他事業	4,200	65.8
合計	4,200	65.8

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 上記以外のセグメントについては該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
百貨店業	185,188	99.5
スーパーマーケット業	28,391	96.3
卸売業	11,861	87.6
その他事業	22,138	92.5
計	247,579	97.8
調整額	△12,301	91.6
合計	235,278	98.2

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 前年同四半期比につきましては、前第2四半期連結会計期間のセグメント情報を当第2四半期連結会計期間において用いた報告セグメントの区分に組替えた金額と比較しております。

### 2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間（平成23年6月1日～平成23年8月31日）の日本経済は、東日本大震災の影響により企業の生産活動が停滞するとともに個人消費も低迷するなど、厳しい状況のなか、サプライチェーンが復旧するに伴い、生産や輸出などに持ち直しの動きがみられたものの、円高の進行に加え、海外景気の下振れ懸念も強まるなど、先行きは依然として不透明な状況となっております。

百貨店業界では、震災発生直後の3月には、計画停電に伴う首都圏店舗での営業時間短縮に加え、消費マインドの冷え込みにより売上高は大きく前年実績を下回りましたが、クールビズ商材など節電対応需要の高まりのほか、自粛ムードにも和らぎが見え、ほぼ前年並みの水準まで持ち直す状況のうちに推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループは、震災による影響を最小限に止めるとともに、将来にわたるグループの成長・発展に向け、「百貨店事業の競争力向上」と「グループ全体の成長力強化」に取り組んでまいりました。

百貨店事業におきましては、業態革新を目指す「新百貨店モデル」の集大成として本年4月19日に全館グランドオープンした大丸梅田店をはじめ、各店において、ターゲットやコンセプトを明確にした「スペシャリティゾーン」や大型テナントの展開など、従来の百貨店の枠にとらわれない新しい店づくりを通じて、顧客層の拡大と各地区内での競争力強化を図ってまいりました。

加えて、「新百貨店モデル」構築を加速するため、自主編集売場の強化を目的に仕入から販売までを一体として事業運営できる組織を新たに設置するとともに、マーケット対応の一層の迅速化に向けてMD部門組織全体を再編し、本年9月からスタートいたしました。

グループ全体の成長力強化に向けては、本年3月にグループ内通販事業を再編・統合し新たにスタートした株式会社JFRオンラインにおいてインターネットなどの通販事業の強化に取り組んだほか、同じく本年3月に持分法適用関連会社化した、雑貨小売業「プラザ」等を展開する株式会社スタイリングライフ・ホールディングスとの相乗効果発揮に向けた取り組みを進めてまいりました。

あわせて、あらゆる経費構造の抜本的な見直しや人的生産性を中心とする経営効率の向上に取り組ましました。

以上のような諸施策に取り組ましました結果、当第2四半期連結会計期間の連結売上高は、震災の影響による落ち込みから徐々に回復したものの、1.8%減の2,352億78百万円となりました。損益面では販売費及び一般管理費の圧縮を進めたことにより、営業利益は13.4%増の48億57百万円、経常利益は12.0%増の51億32百万円、四半期純利益は75.8%増の31億53百万円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

※前年同四半期比につきましては、前第2四半期連結会計期間のセグメント情報を当第2四半期連結会計期間において用いた報告セグメントの区分に組替えた金額と比較しております。

#### ①百貨店業

売上高は、前年同四半期と比べ0.5%減の1,851億88百万円となり、営業利益は23.7%増の35億23百万円となりました。

#### ②スーパーマーケット業

安全・鮮度・美味しさにこだわった商品の提供を通じて、高質スーパーマーケットを目指すとともに、地域のお客様に支持される個店ごとの店づくりに取り組み、ニッケコルトンプラザ店（千葉県市川市）、トルナーレ日本橋浜町店（東京都中央区）の店舗改装を実施するなど、地域のマーケットの変化に対応いたしました。競合激化や店舗閉鎖の影響もあり、売上高は前年同四半期と比べ3.7%減の283億91百万円、営業利益は61.3%減の65百万円となりました。

#### ③卸売業

化学品やフィッシングなど、堅調に数字を伸ばしている部門もありますが、市場環境は依然厳しい状況にあり、売上高は前年同四半期と比べ12.4%減の118億61百万円、営業利益は66.1%減の1億31百万円となりました。

#### ④その他事業

クレジット事業が外部加盟店売上とカード会員数の増加により業績に寄与、また、通販事業が涼感寝具をはじめ節電需要に対応した商品で売上を伸ばしましたが、建装事業が大口受注の減により売上が伸び悩み、売上高は前年同四半期と比べ7.5%減の221億38百万円、営業利益は13.8%減の10億22百万円となりました。

### (2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末に比べ33億21百万円増加し、7,783億50百万円となりました。これは主に、大丸梅田店増床に伴う固定資産の増加によるものです。負債は、前連結会計年度末に比べ37億83百万円増加し、4,515億69百万円となりました。これは主に、コマーシャル・ペーパーの発行に伴う流動負債の増加によるものです。純資産は、株価の下落によるその他有価証券評価差額金の減少などにより前連結会計年度末に比べ4億62百万円減少し、3,267億80百万円となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、71億68百万円の収入となりました。前第2四半期連結会計期間との比較では、仕入債務の減少などにより32億40百万円の収入減となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、18億38百万円の支出となりました。前第2四半期連結会計期間との比較では、固定資産の取得による支出の減少などにより、10億97百万円の支出減となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、80億12百万円の収入となりました。前第2四半期連結会計期間との比較では、設備資金の新規借入などにより22億8百万円の収入増となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、第1四半期連結会計期間末に比べ133億43百万円増の274億84百万円、有利子負債残高は、第1四半期連結会計期間末に比べ81億14百万円増の1,182億89百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

特記事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設・除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年10月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	536,238,328	536,238,328	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	536,238,328	536,238,328	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

- ① 平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社大丸が平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権に代わるものとして交付したものであります。

株主総会の特別決議日（平成14年5月23日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成23年8月31日）
新株予約権の数（個）	75（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	105,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 404
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成24年5月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	当社普通株式1株の発行価格 404 当社普通株式1株資本組入額 202
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の状態にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。  
3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編成対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間  
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限  
譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株主総会の特別決議日（平成15年5月22日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成23年8月31日）
新株予約権の数（個）	50（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	70,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 317
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成25年5月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	当社普通株式1株の発行価格 317 当社普通株式1株の資本組入額 159
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編成対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間  
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限  
譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株主総会の特別決議日（平成16年 5月27日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成23年 8月31日）
新株予約権の数（個）	220（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	308,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 699
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成26年5月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	当社普通株式1株の発行価格 699 当社普通株式1株の資本組入額 350
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編成対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間  
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限  
譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株主総会の特別決議日（平成17年5月26日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成23年8月31日）
新株予約権の数（個）	240（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	336,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 691
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成27年5月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	当社普通株式1株の発行価格 691 当社普通株式1株の資本組入額 345
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編成対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間  
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限  
譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

- ② 平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋が会社法第236条、第238条、第239条、第361条第1項第3号及び第387条第1項の規定に基づき発行した新株予約権に代わるものとして交付したものであります。

株主総会の特別決議日（平成18年5月25日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成23年8月31日）
新株予約権の数（個）	19（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	19,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,000円 （1株当たり1円）（注2）
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成38年7月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	当社普通株式1株の発行価格 1 当社普通株式1株の資本組入額 （注3）
新株予約権の行使の条件	（注4）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。
- (2) 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が平成37年7月14日まで当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成37年7月15日から平成38年7月14日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者が、その有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

## 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

### 組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
新株予約権1個につき、(1)記載の再編成対象会社の株式1,000株を割り当てる。ただし、必要がある場合には、新株予約権と同様の株式数の調整を行うものとする。
- (3) 新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額と同じとする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
各種新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
- (7) その他の新株予約権の行使の条件  
新株予約権と同じとする。

- ③ 平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋が会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権に代わるものとして交付したものであります。

株主総会の特別決議日（平成18年5月25日）	
	当第2四半期会計期間末現在 （平成23年8月31日）
新株予約権の数（個）	300（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 794
新株予約権の行使期間	平成20年7月15日から 平成24年7月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	当社普通株式1株の発行価格 794 当社普通株式1株の資本組入額 （注4）
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。 2 新株予約権者がその有する募集新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）
新株予約権の取得条項に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社が資本金の額の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換される証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
平成20年7月15日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成24年7月14日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
各種新株予約権の譲渡については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年6月1日～ 平成23年8月31日	—	536,238	—	30,000	—	7,500

(6) 【大株主の状況】

平成23年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	38,822	7.24
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	34,476	6.43
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	28,906	5.39
J.フロント リテイリング 共栄持株会	東京都中央区八重洲二丁目1番1号 ヤンマー東京ビルディング	14,581	2.72
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	14,291	2.66
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	11,564	2.15
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	8,369	1.56
J.フロント リテイリング 従業員持株会	東京都中央区八重洲二丁目1番1号	7,763	1.45
ラボバンクネダーランド東京支店	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	7,150	1.33
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(住友信託銀行再信託分・ 株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,409	1.20
計	—	172,334	32.14

(注) 1 J.フロント リテイリング共栄持株会は当社グループの取引先企業で構成されている持株会であります。

2 上記のほか自己株式が7,424千株あり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は1.38%であります。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成23年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,424,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 749,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 515,315,000	515,315	—
単元未満株式	普通株式 12,750,328	—	—
発行済株式総数	536,238,328	—	—
総株主の議決権	—	515,315	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、20,000株(議決権20個)含まれております。

2 単元未満株式数には、当社所有の自己株式422株及び相互保有株式361株がそれぞれ含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成23年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) J.フロント リテイリング(株)	東京都中央区銀座 六丁目10番1号	7,424,000	—	7,424,000	1.38
(相互保有株式) (株)白青舎	東京都千代田区岩本町 一丁目3番9号	749,000	—	749,000	0.14
計	—	8,173,000	—	8,173,000	1.52

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	428	362	354	359	390	382
最低(円)	262	321	315	299	344	321

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成22年6月1日から平成22年8月31日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年8月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成23年6月1日から平成23年8月31日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年8月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成22年6月1日から平成22年8月31日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間(平成23年6月1日から平成23年8月31日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	28,072	34,087
受取手形及び売掛金	52,765	53,937
有価証券	1,283	1,484
たな卸資産	※1 27,458	※1 30,382
繰延税金資産	12,559	13,020
その他	26,076	25,945
貸倒引当金	△623	△761
流動資産合計	147,592	158,096
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 139,453	※2 135,763
土地	355,101	354,742
建設仮勘定	2,802	5,634
その他（純額）	※2 2,735	※2 2,537
有形固定資産合計	500,092	498,678
無形固定資産		
その他	17,974	18,466
無形固定資産合計	17,974	18,466
投資その他の資産		
投資有価証券	34,261	26,884
長期貸付金	1,507	1,505
敷金及び保証金	52,555	47,760
繰延税金資産	8,758	7,764
その他	18,597	18,650
貸倒引当金	△2,989	△2,776
投資その他の資産合計	112,690	99,787
固定資産合計	630,757	616,933
資産合計	778,350	775,029

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	74,028	76,310
短期借入金	40,131	43,181
コマーシャル・ペーパー	14,997	—
未払法人税等	1,960	3,296
前受金	17,413	17,463
商品券	41,020	41,727
賞与引当金	6,190	6,352
役員賞与引当金	—	164
販売促進引当金	339	337
商品券等回収損失引当金	9,691	9,179
事業整理損失引当金	1,075	1,666
その他	46,829	46,510
流動負債合計	253,678	246,190
固定負債		
長期借入金	63,160	65,476
繰延税金負債	95,564	95,717
退職給付引当金	25,448	29,409
役員退職慰労引当金	58	65
負ののれん	2,303	3,443
その他	11,355	7,482
固定負債合計	197,891	201,596
負債合計	451,569	447,786
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	209,600	209,605
利益剰余金	85,326	84,895
自己株式	△5,964	△5,976
株主資本合計	318,963	318,523
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,439	△477
繰延ヘッジ損益	△73	△12
為替換算調整勘定	1	—
評価・換算差額等合計	△1,511	△490
新株予約権	99	115
少数株主持分	9,229	9,093
純資産合計	326,780	327,242
負債純資産合計	778,350	775,029

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
売上高	466,612	455,440
商品売上高	463,784	452,030
不動産賃貸収入	2,828	3,410
売上原価	354,187	345,885
商品売上原価	353,088	344,407
不動産賃貸原価	1,099	1,477
売上総利益	112,425	109,555
販売費及び一般管理費	※1 105,069	※1 102,312
営業利益	7,356	7,243
営業外収益		
受取利息	137	169
受取配当金	321	301
債務勘定整理益	1,708	1,708
負ののれん償却額	1,159	1,145
持分法による投資利益	123	—
その他	377	515
営業外収益合計	3,828	3,841
営業外費用		
支払利息	889	779
固定資産除却損	113	191
商品券等回収損失引当金繰入額	1,579	1,875
持分法による投資損失	—	152
その他	384	375
営業外費用合計	2,966	3,373
経常利益	8,217	7,710
特別利益		
固定資産売却益	455	—
投資有価証券売却益	—	24
事業整理損失引当金戻入額	—	320
特別利益合計	455	344
特別損失		
固定資産処分損	1,407	309
投資有価証券売却損	—	3
投資有価証券評価損	811	1,204
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	2,254
事業構造改善費用	※2 702	—
その他	126	462
特別損失合計	3,048	4,235
税金等調整前四半期純利益	5,624	3,819
法人税、住民税及び事業税	1,759	1,484
法人税等調整額	△58	△188
法人税等合計	1,701	1,296
少数株主損益調整前四半期純利益	—	2,523
少数株主利益	252	240
四半期純利益	3,671	2,282

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)
売上高	239,658	235,278
商品売上高	238,225	233,561
不動産賃貸収入	1,433	1,716
売上原価	182,756	178,545
商品売上原価	182,176	177,811
不動産賃貸原価	580	734
売上総利益	56,901	56,733
販売費及び一般管理費	※ 52,619	※ 51,875
営業利益	4,282	4,857
営業外収益		
受取利息	71	92
受取配当金	242	220
債務勘定整理益	960	998
負ののれん償却額	579	575
持分法による投資利益	60	—
その他	142	189
営業外収益合計	2,057	2,076
営業外費用		
支払利息	445	394
固定資産除却損	27	25
商品券等回収損失引当金繰入額	1,030	1,039
持分法による投資損失	—	168
その他	251	172
営業外費用合計	1,754	1,800
経常利益	4,584	5,132
特別利益		
固定資産売却益	6	—
投資有価証券売却益	—	24
事業整理損失引当金戻入額	—	320
特別利益合計	6	344
特別損失		
固定資産処分損	796	30
投資有価証券売却損	—	3
投資有価証券評価損	423	147
その他	320	8
特別損失合計	1,540	189
税金等調整前四半期純利益	3,050	5,287
法人税、住民税及び事業税	615	423
法人税等調整額	521	1,525
法人税等合計	1,137	1,948
少数株主損益調整前四半期純利益	—	3,338
少数株主利益	118	185
四半期純利益	1,794	3,153

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	5,624	3,819
減価償却費	6,938	6,709
負ののれん償却額	△1,159	△1,145
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	88	75
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△770	△326
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△1,289	△3,961
販売促進引当金の増減額 (△は減少)	△17	2
事業整理損失引当金の増減額 (△は減少)	△189	△591
商品券等回収損失引当金の増減額 (△は減少)	250	512
受取利息及び受取配当金	△458	△471
支払利息	889	779
持分法による投資損益 (△は益)	△123	152
固定資産売却損益 (△は益)	△455	—
固定資産処分損益 (△は益)	1,407	309
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△21
投資有価証券評価損益 (△は益)	811	1,204
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	2,254
売上債権の増減額 (△は増加)	2,179	1,171
たな卸資産の増減額 (△は増加)	4,299	2,924
仕入債務の増減額 (△は減少)	△745	△2,282
未収入金の増減額 (△は増加)	△300	△1,380
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△187	1,757
その他	△6,629	5,225
小計	10,163	16,719
利息及び配当金の受取額	441	408
利息の支払額	△886	△758
法人税等の支払額	△1,329	△2,488
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,387	13,881
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△883	△11,063
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	517	993
有形及び無形固定資産の取得による支出	△8,435	△11,903
有形及び無形固定資産の売却による収入	2,463	12
短期貸付金の増減額 (△は増加)	311	344
長期貸付けによる支出	△81	△20
長期貸付金の回収による収入	62	30
その他	1,705	△5,476
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,339	△27,082

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△10,206	△9,300
コマーシャル・ペーパーの純増減額 (△は減少)	—	14,997
長期借入れによる収入	—	14,000
長期借入金の返済による支出	△2,592	△10,066
自己株式の取得による支出	△19	△10
配当金の支払額	△3,669	△1,843
少数株主への配当金の支払額	△94	△94
その他	△56	△202
財務活動によるキャッシュ・フロー	△16,638	7,479
現金及び現金同等物に係る換算差額	△30	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△12,620	△5,720
現金及び現金同等物の期首残高	43,515	33,204
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 30,895	* 27,484

**【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】**

項 目	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)
1 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社 第1四半期連結会計期間より、新たに株式会社スタイリングライフ・ホールディングスの株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 6社</p>
2 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益が101百万円減少し、税金等調整前四半期純利益が2,355百万円減少しております。</p> <p>(2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 なお、これによる損益への影響はありません。</p>

**【表示方法の変更】**

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)
<p>(四半期連結損益計算書)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)
<p>(四半期連結損益計算書)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

**【簡便な会計処理】**

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)

該当事項はありません。

**【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】**

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)		前連結会計年度末 (平成23年2月28日)	
※1 たな卸資産		※1 たな卸資産	
商品及び製品	26,876百万円	商品及び製品	29,729百万円
仕掛品	246百万円	仕掛品	294百万円
原材料及び貯蔵品	334百万円	原材料及び貯蔵品	358百万円
※2 有形固定資産の減価償却累計額	231,595百万円	※2 有形固定資産の減価償却累計額	227,100百万円
3 偶発債務		3 偶発債務	
大丸興業国際貿易(上海)有限公司 (大丸興業㈱の子会社) 支払保証	100百万円	大丸興業国際貿易(上海)有限公司 (大丸興業㈱の子会社) 支払保証	100百万円
従業員住宅他融資の保証	37百万円	従業員住宅他融資の保証	54百万円
㈱SDS企画(㈱下関大丸の 子会社)リース契約保証	15百万円	㈱SDS企画(㈱下関大丸の 子会社)リース契約保証	17百万円
計	153百万円	計	172百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日)		当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)	
※1 販売費及び一般管理費の主なもの		※1 販売費及び一般管理費の主なもの	
貸倒引当金繰入額	549百万円	貸倒引当金繰入額	487百万円
役員報酬及び給料手当	24,916百万円	役員報酬及び給料手当	23,807百万円
賞与引当金繰入額	6,351百万円	賞与引当金繰入額	6,067百万円
役員退職慰労引当金繰入額	4百万円	役員退職慰労引当金繰入額	4百万円
※2 事業構造改善費用の主なものは、㈱大丸と㈱松坂屋 の合併に伴う不動産所有権移転登記費用でありま す。		—————	

前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)	
※ 販売費及び一般管理費の主なもの		※ 販売費及び一般管理費の主なもの	
貸倒引当金繰入額	361百万円	貸倒引当金繰入額	443百万円
役員報酬及び給料手当	12,544百万円	役員報酬及び給料手当	12,174百万円
賞与引当金繰入額	3,137百万円	賞与引当金繰入額	2,952百万円
役員退職慰労引当金繰入額	2百万円	役員退職慰労引当金繰入額	2百万円

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 31,178百万円	現金及び預金 28,072百万円
預入期間が3か月超の定期預金 △300百万円	預入期間が3か月超の定期預金 △605百万円
現金及び現金同等物の範囲に 含めた有価証券 17百万円	現金及び現金同等物の範囲に 含めた有価証券 17百万円
現金及び現金同等物 30,895百万円	現金及び現金同等物 27,484百万円

## (株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年8月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	536,238,328

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	7,614,385

## 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる 株式の数(株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	99

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年4月12日 取締役会	普通株式	1,850	3.50	平成23年2月28日	平成23年5月9日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月11日 取締役会	普通株式	1,850	3.50	平成23年8月31日	平成23年11月9日	利益剰余金

## 5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)

	百貨店業 (百万円)	スーパーマ ーケット業 (百万円)	卸売業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	185,769	28,425	11,382	14,081	239,658	—	239,658
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	471	1,063	2,165	9,844	13,544	(13,544)	—
計	186,240	29,488	13,547	23,926	253,203	(13,544)	239,658
営業利益	2,935	170	387	1,185	4,680	(398)	4,282

(注) 1 事業区分の方法

日本標準産業分類に基づき小売業、卸売業、その他事業に区分し、更に小売業については、マーチャндаイジング、販売形態等の相違により百貨店業、スーパーマーケット業に区分しました。

2 各事業区分の主な商品内容

- (1) 百貨店業……………衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
- (2) スーパーマーケット業……食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
- (3) 卸売業……………食品、化成品・資材等の卸売
- (4) その他事業……………通信販売業、不動産賃貸業・駐車場業及びリース業、建装工事請負業及び家具製造販売業、クレジット業等

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日)

	百貨店業 (百万円)	スーパーマ ーケット業 (百万円)	卸売業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	361,592	57,597	22,586	24,835	466,612	—	466,612
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,782	1,977	3,065	19,280	26,105	(26,105)	—
計	363,375	59,574	25,652	44,115	492,718	(26,105)	466,612
営業利益	5,717	470	783	1,911	8,884	(1,528)	7,356

(注) 1 事業区分の方法

日本標準産業分類に基づき小売業、卸売業、その他事業に区分し、更に小売業については、マーチャндаイジング、販売形態等の相違により百貨店業、スーパーマーケット業に区分しました。

2 各事業区分の主な商品内容

- (1) 百貨店業……………衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
- (2) スーパーマーケット業……食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
- (3) 卸売業……………食品、化成品・資材等の卸売
- (4) その他事業……………通信販売業、不動産賃貸業・駐車場業及びリース業、建装工事請負業及び家具製造販売業、クレジット業等

### 【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成22年6月1日至平成22年8月31日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年8月31日)

全セグメント売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、記載を省略いたしました。

### 【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成22年6月1日至平成22年8月31日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年8月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略いたしました。

### 【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

#### 1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは持株会社体制の下、百貨店事業を中心に事業活動を展開しており、「百貨店業」、「スーパーマーケット業」、「卸売業」、「その他事業」を報告セグメントとしております。

「百貨店業」は衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売を行っております。「スーパーマーケット業」は食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売を行っております。「卸売業」は食品、化成品・資材等の卸売を行っております。「その他事業」は通信販売業、不動産賃貸業・駐車場業及びリース業、建装工事請負業及び家具製造販売業、クレジット業等を行っております。

## 2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間（自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日）

（単位：百万円）

	百貨店業	スーパーマ ーケット業	卸売業	その他 事業	計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	353,830	55,898	19,280	26,432	455,440	—	455,440
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	727	1,680	3,300	18,374	24,083	(24,083)	—
計	354,557	57,579	22,581	44,806	479,524	(24,083)	455,440
セグメント利益	4,335	517	384	2,098	7,336	(92)	7,243

(注) 1 セグメント利益の調整額△92百万円には、セグメント間取引消去936百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,029百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の費用です。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結会計期間（自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日）

（単位：百万円）

	百貨店業	スーパーマ ーケット業	卸売業	その他 事業	計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	184,799	27,517	9,680	13,280	235,278	—	235,278
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	388	874	2,180	8,857	12,301	(12,301)	—
計	185,188	28,391	11,861	22,138	247,579	(12,301)	235,278
セグメント利益	3,523	65	131	1,022	4,742	114	4,857

(注) 1 セグメント利益の調整額114百万円には、セグメント間取引消去594百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△480百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の費用です。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
600.52円	601.62円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期 連結会計期間末 (平成23年8月31日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	326,780	327,242
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	9,329	9,209
(うち新株予約権)	(99)	(115)
(うち少数株主持分)	(9,229)	(9,093)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	317,451	318,033
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	528,623	528,627

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額 6.94円	1株当たり四半期純利益金額 4.32円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 6.94円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 4.32円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額 四半期純利益(百万円)	3,671	2,282
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3,671	2,282
普通株式の期中平均株式数(千株)	528,688	528,626
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	89	34
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	3.39円	1株当たり四半期純利益金額	5.97円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	3.39円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	5.97円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額 四半期純利益(百万円)	1,794	3,153
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,794	3,153
普通株式の期中平均株式数(千株)	528,705	528,628
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	59	25
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前連結会計年度末から重要な変 動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成23年10月11日開催の取締役会において、平成23年8月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

決議年月日 平成23年10月11日  
 配当金の総額 1,850百万円  
 1株当たり配当額 3.50円

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月14日

J. フロント リテイリング株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西原 健二 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安田 豊 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々木 健次 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 幸宏 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているJ. フロント リテイリング株式会社の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年6月1日から平成22年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、J. フロント リテイリング株式会社及び連結子会社の平成22年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年10月13日

J. フロント リテイリング株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安 田 豊 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々木 健次 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 岡 和 雄 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 押 谷 崇 雄 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているJ. フロント リテイリング株式会社の平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年6月1日から平成23年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、J. フロント リテイリング株式会社及び連結子会社の平成23年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年10月13日
【会社名】	J. フロント リテイリング株式会社
【英訳名】	J. FRONT RETAILING Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼最高経営責任者 奥 田 務
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目10番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼最高経営責任者奥田務は、当社の第5期第2四半期（自平成23年6月1日 至平成23年8月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。